

防官施第 6 5 6 7 号
1 7 . 8 . 2 6
改正 防防施第 7 5 8 8 号
1 8 . 7 . 3 1
改正 防防施第 8 4 7 9 号
1 9 . 8 . 3 1
一部改正 防官文 (事) 第 1 8 号
2 7 . 1 0 . 1

防衛政策局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

事務次官

自衛隊施設における旧軍毒ガス弾等の環境調査について(通達)

標記について、「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」(平成15年12月16日閣議決定)に基づき、円滑かつ適切に行うため、下記のとおり定められたので、今後これにより処理されたい。

記

- 1 地下水調査、物理調査、掘削調査等(以下「環境調査」という。)について、施設の供用を受ける機関等に応じ、防衛大学校長、防衛医科大学校長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、統合幕僚長又は防衛装備庁長官(以下「幕僚長等」という。)が実施するものとする。
- 2 環境調査を実施する幕僚長等は、必要に応じ、他の幕僚長等に協力を依頼することができるものとする。
- 3 細部実施要領については、整備計画局長が幕僚長等と協議し定めるものとする。